

災害時要援護者登録説明会を開催中

6月14日、震度6強を計測した岩手・宮城内陸地震により、多大な被害が発生しました。

特にこの地震は、大規模地震発生確率が「ほぼゼロ」とされていた地域での地震であり、あらためて突発的な災害の怖さを感じるものとなりました。

このような災害時においては、要援護者を支援する体制が必要となります。そのため要援護者登録説明会を、市内全地区を対象として6月7日の堀名、清水地区を皮切りに7月末まで約80地区で開催してきました。

すでに登録票の提出をさせていただいた地区も27地区あり、世帯数の約30%が登録されています。

安全で安心なまちをつくる



6月28日に芳野区で行われた、災害時要援護者登録説明会の様子。



6月29日に行われた、千代田・中島区での災害時要援護者避難・誘導訓練の様子。

説明会では、「個人情報保護について、その取り扱いには十分注意を払ってほしい。」という意見や「登録と並行して地域ごとに自主防災組織の体制づくりが必要であり、組織の立ち上げ時に対し、備品などの補助制度の創設をしてほしい。」との要望などがありました。

今後、各地区での説明会で出された意見を集約して、登録制度の円滑な事業推進と地域の防災力のアップを図る施策を構築していきます。

【今後の予定】

- 9月 全地区での説明会を開催
- 10月 全市対象説明会の開催
(説明会に出られなかったかたのため)
- 11月 登録情報の提供(随時提出のあった地区ごと)
- 12月 登録票の提出

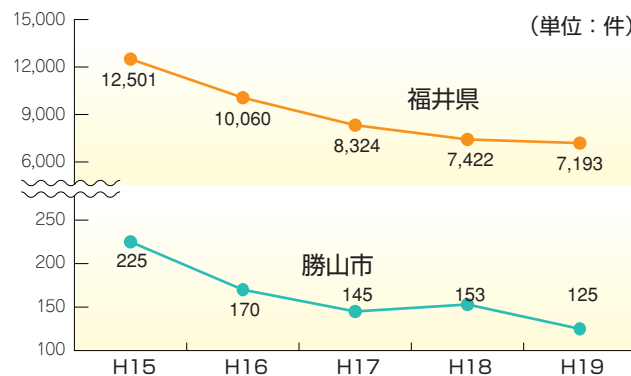
問 総務課(☎88-1116)
福祉・児童課(☎87-0777)

犯罪のない 明るいまちを目指して

全国では、窃盗や強盗、殺人などの犯罪のニュースが毎日のように報道されています。しかし、これからは、決して他の地域や他人ごとなどではありませぬ。私たちの身の周りにも、いつ起こるか分からないのです。

犯罪の発生を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちをつくるためには、皆さん一人ひとりの「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識とその取り組みが大切です。

刑法犯認知件数



各地区での防犯活動が実を結び、平成19年の市内における刑法犯の発生件数は、過去10年で最も少なくなりました。

勝山市の取り組み

勝山市では、平成14年度に制定した「勝山市安全で安心なまちづくり推進条例」のもと、市民が安全で安心して暮らせる、犯罪のない明るいまちづくりを推進するためにさまざまな事業に取り組んでいます。

- 防犯に関する啓発活動
 - 各地区における防犯パトロールの実施
 - 各地区防犯灯設置補助金の交付
 - 子供の安全対策(安全マップ作成、子ども見守り隊活動、子ども110番の家など)
 - 防災対策
- 問 総務課(☎88-1116)



関係団体の代表で構成する「勝山市安全安心推進会議」では、まちづくり推進に関するさまざまな意見交換が行われています。

75歳以上のかたへ

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が見直されました

75歳(一定の障がいのあるかたは65歳)以上のかたは、平成20年度の長寿医療保険料について、7月中旬に「保険料額決定通知書」を送付しましたが、政府決定(平成20年6月12日)に基づく制度の見直しにより、保険料の軽減が拡大されました。

ただし、7月中旬に送付しました「保険料額決定通知書」は、見直しが決まされる前でしたので、減額をする前の金額になっています。

そこで、保険料の軽減に該当するかたには、8月中旬に減額後の保険料を改めてお知らせします。本年度の保険料の金額、また納め方については、そのお知らせをご覧ください(保険料の軽減に該当するかたのみ送付します)。お知らせがあるまでは、納期どおり保険料をお納めください。

見直されました

政府決定(平成20年6月12日)に基づき 保険料の軽減が拡大されます

1 平成20年度の均等割額が 7割軽減されている世帯のかた

均等割額が13,110円から 6,300円になります

※加入の時期により6,300円以下となる場合があります

2 「賦課のもととなる所得金額」が 58万円以下のかた (例:年金収入のみのかたで年額211万円以下のかた)

所得割額を 一律5割軽減します

【保険料算定の基礎】

①賦課のもととなる所得金額	円
②所得割率	%
③所得割額 ①×②	円
④均等割額	円
⑤算出額 ③+④	円
⑥限度超過額	円
⑦均等割軽減額	円
⑧年保険料額 (⑤-⑥-⑦)	円

※普通徴収(納付書や口座振替で収めるかた)の様式は別になりますが、同じく【保険料算定の基礎】欄をご覧ください。

保険料の軽減に該当されるかどうかは、7月中旬に送付しました「保険料額決定通知書」の(保険料算定の基礎)欄をご覧ください。

年金天引きを中止したいかたは

次のいずれかの要件を満たすかたは、市民課の窓口申し出ることにより、保険料を口座振替にて納めることが可能となります。

- ①国民健康保険税を確実に納付していたかた(世帯主で、後期高齢者医療制度の被保険者となったかた)
 - ↓本人の預金口座から振替できます
 - ②年金収入が180万円未満のかた
 - ↓世帯主または配偶者の預金口座から振替できます
- 申出時に必要なもの▼通帳、印鑑

社会保険などに加入しているご家族の被扶養者であったかたは

軽減措置があるため、平成20年度の保険料は、2100円になります。しかし、7月中旬に送付した「保険料額決定通知書」の保険料額が2100円よりも高くなっている場合は、市民課の窓口申し出てください(すでに保険料額が2100円のかたは申し出の必要はありません)。

申出時に必要なもの▼被扶養者であったかたの加入保険者の名称および連絡先(保険証の写し)、印鑑

※国民健康保険または国民健康保険組合に加入していたかたは対象になりません

問 市民課(☎88-8102)